主 文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人の負担とする。

理 由

原判決の挙示する証処によれば、原判示のような事実を認定することができる。 また、右事実関係のもとにおいては、被上告人の本訴明渡請求を権利の乱用と認め ることはできない。論旨は、いずれも理由がない。

よつて、民訴四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官全員の一致で、主文のとおり判決する。

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官	小	谷	勝	重
裁判官	藤	田	八	郎
裁判官	河	村	大	助
裁判官	奥	野	健	_